

船舶インシデント調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年2月19日 02時10分ごろ
発生場所	福岡県宗像市大島北北東方沖 筑前大島灯台から真方位028° 6.6海里付近 （概位 北緯34° 00.4′ 東経130° 28.2′）
インシデントの概要	油タンカー第二十三天竜丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年4月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	油タンカー 第二十三天竜丸、199トン 136531、昌宝汽船有限公司（A社） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力735kW、回転数毎分825、6気筒、ボア200mm、使用燃料A重油、平成13年1月機関製造、平成13年2月進水
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、五級（機関）（履歴限定・機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか1人が乗り組み、航行中、主機の回転数が低下した後、主機が停止した。</p> <p>機関長は、機関室に向かい、主機を点検して原因を調査したものの判明せず、運航不能と判断して船長に報告した。</p> <p>船長は、報告を受け、船舶所有者に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援したタグボートにより、福岡県福岡市博多港にえい航された。</p> <p>機関修理業者担当者は、本インシデント後、主機を調査したところ、主機の過給機のタービンブレードが損傷していることが判明し、過給機の潤滑油こし器が詰まり、潤滑油供給不足により、過給機の軸受が焼き付いたと判断した。</p> <p>主機製造会社は、過給機の潤滑油こし器を超音波洗浄することにより、付着した油や微細な塵及び汚れなどを落とすことを推奨する旨を主機の取扱説明書に記載していた。</p> <p>本船は、A社が令和3年3月に購入して以来、過給機に異常が認められなかったため、過給機の潤滑油こし器の超音波洗浄が行われてい</p>

	<p>なかった。</p>
分析	<p>本船は、約11か月前に中古で購入されて以来、過給機の潤滑油こし器の超音波洗浄が行われていない状態で航行中、同油こし器に詰まりが発生したことから、潤滑油供給不足となり、過給機の軸受が焼き付いて主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、過給機に異常が認められなかったことから、約11か月前に中古で購入されて以来、過給機の潤滑油こし器の超音波洗浄が行われていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、約11か月前に中古で購入されて以来、過給機の潤滑油こし器の超音波洗浄が行われていない状態で航行中、同油こし器に詰まりが発生したため、潤滑油供給不足となり、過給機の軸受が焼き付いて主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、主機製造会社の推奨する整備方法により定期的に主機及び過給機などを整備すること。